

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 1</b>	<b>警察法施行令の一部を 改正する政令案等について</b>	<b>平成26年3月13日</b> <b>総務課</b> <b>人事課</b>
<b>1 警察法施行令の一部改正 (P1)</b>		
(1) 岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改める。(附則第29項) (2) 埼玉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改める。(別表第3)		
<b>2 警察庁組織令の一部改正 (P4)</b>		
(1) 長官官房に置かれる参事官の数を6人とする。(第5条) (2) 刑事局に新たに捜査支援分析管理官1人を置き、その所掌事務を定めるとともに、同局刑事企画課の所掌事務を改める。(第21条、第22条及び第25条) (3) 組織犯罪対策部企画分析課の所掌事務を改めるとともに、同課を同部組織犯罪対策企画課とするほか、同部に置かれる犯罪収益移転防止管理官1人を廃止する。(第21条及び第27条) (4) 関東管区警察局に置かれる総務部を総務監察部に改めるとともに、監察部を廃止する。(第47条) ※ 改正に際し、総務大臣に対し、政令案の協議を行う。		
<b>3 警察法施行規則の一部改正 (P8)</b>		
(1) 組織犯罪対策企画課に犯罪収益移転防止対策室を設置する。(第30条) (2) 外事課に外事特殊事案対策官を設置する。(第50条) (3) 情報技術解析課に高度情報技術解析センターを設置する。(第55条) (4) 警察大学校にサイバーセキュリティ研究・研修センターを設置する。(第83条) (5) 刑事企画課情報分析支援室を廃止する。 (6) 犯罪鑑識官資料鑑識官を廃止する。		
<b>4 疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正 (P25)</b>		
組織犯罪対策企画課の設置に伴う所要の改正を行う。		
<b>5 組織改正関係の国家公安委員会規則の制定及び一部改正 (P26)</b>		
上記2及び3の組織改正に伴い、4本の規則の制定・改正を行う。		
<b>6 警察庁の定員に関する規則の一部改正 (P33)</b>		
平成26年度における新規増員、定員合理化等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。これにより、警察庁は7,728人(+7人)、うち内部部局は2,274(+13人)となる。		
※ 改正に際し、総務大臣に対し、行政機関職員定員令改正の要請を行う。		
<b>7 今後の予定</b>		
閣議(政令) 3月下旬(平成26年度予算成立後に付議予定)		
施行 4月1日(火)		

公 安 委 員 会	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	平成26年3月13日
説明資料No. 2		保 安 課

## 1 趣旨

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）に規定する遊技料金の基準等を改正するもの。

## 2 改正案の概要

### (1) 遊技料金に関する基準等の改正（規則第35条関係）

消費税等の税率の引上げに伴い、ぱちんこ屋等の遊技料金の基準について、当該引上げを反映させるなど、所要の改正を行う。

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)  
(遊技料金等の規制)

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

### (2) その他所要の改正

## 3 意見公募手続の実施結果

平成26年1月24日（金）から平成26年2月22日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、934件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。

## 4 施行期日

平成26年4月1日

公安委員会	風営法施行令第1条の規定による ダンス教授講習の指定について	平成26年3月13日
説明資料No.3		保安課

## 1 趣旨

ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人が行う講習で、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定した講習（以下「指定講習」という。）を修了した者が教授するダンススクールについては、風営法による規制対象から除くこととされているところ、下記2の講習を新たに指定講習として指定し、その旨を告示するもの。

※ 平成24年11月21日、風営法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第274号）の公布・施行により指定講習の主体となる法人の範囲が拡大されたことを受け、昨年11月の指定に続き、今般5団体目の指定を行うもの。

## 2 指定を受ける講習

- 講習の名称：プロダンス教師認定講習
- 講習を行う法人の名称：一般社団法人日本舞踏教師協会
- 講習を行う法人の住所：東京都豊島区巣鴨2丁目9番25号クリエイトビル2F
- 講習に係る事務を行う事務所の所在地：同 上

## 3 指定要件への適合性

上記2の講習については、風営法施行規則第1条の2第2項各号に掲げる以下の要件の全てに適合すると認められる。

- ① 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な組織及び経理的基礎を確保
- ② 講習業務を適正かつ確実に行うため必要な施設を確保
- ③ 講習業務以外の業務による影響を排除
- ④ ダンススクール営業者による支配を排除
- ⑤ ダンスを有償で教授する能力を修得しようとする者を対象
- ⑥ 講習の内容が適正かつ確実
- ⑦ 講習の実施に関する適切な計画を策定
- ⑧ 必要な能力を有する講師が講習業務に従事
- ⑨ 全国的な規模においておおむね毎年1回以上実施

警察庁が提供した自殺統計原票データにより、内閣府が集計・分析した結果について、内閣府と警察庁が共同で「平成25年中における自殺の状況」として公表するもの。

## 1 自殺者数の状況

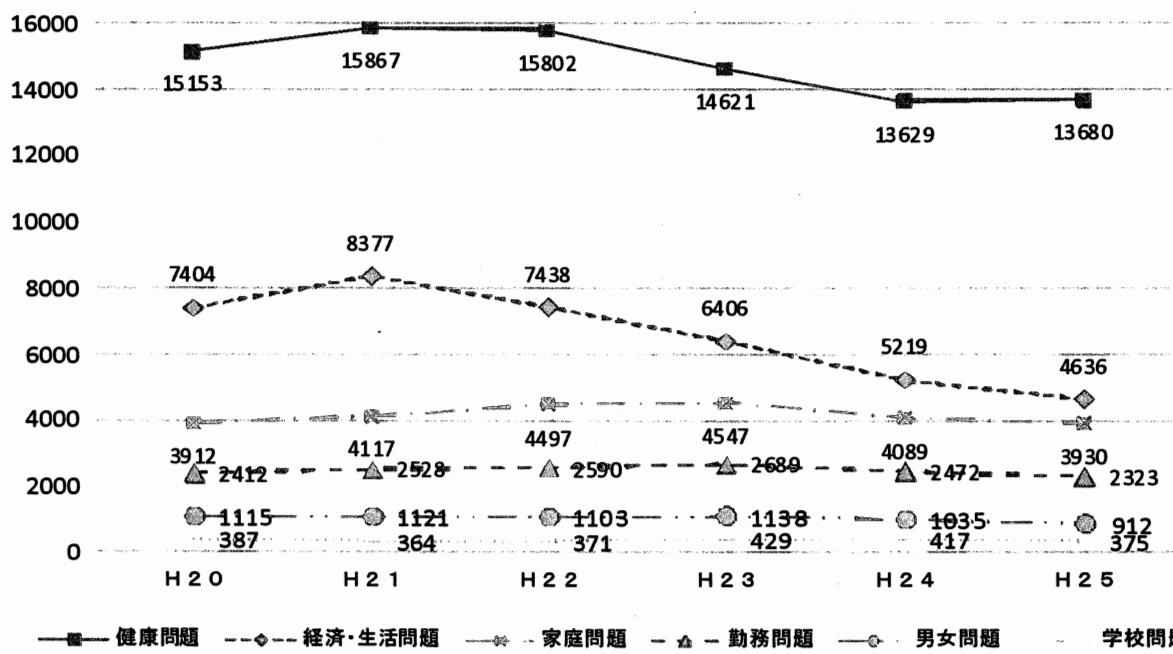
- 平成25年中の自殺者の総数は27,283人で、対前年比575人（2.1%）減。
- 性別では、男性が18,787人で全体の68.9%。
- 年齢階級別では、「60歳代」が4,716人で全体の17.3%を占め、以下「40歳代」（4,589人、16.6%）、「50歳代」（4,484人、16.4%）、「70歳代」が（3,785人、13.9%）の順。

	総数	成 人								不詳
		少 年	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	
平成25年 (構成比)	27,283 (100.0%)	547 (2.0%)	2,801 (10.3%)	3,705 (13.6%)	4,589 (16.8%)	4,484 (16.4%)	4,716 (17.3%)	3,785 (13.9%)	2,533 (9.3%)	123 (0.5%)
平成24年 (構成比)	27,858 (100.0%)	587 (2.1%)	3,000 (10.8%)	3,781 (13.6%)	4,616 (16.6%)	4,668 (16.8%)	4,976 (17.9%)	3,661 (13.1%)	2,411 (8.7%)	158 (0.6%)
増減数 (構成比)	-575 -	-40 (-0.1)	-199 (-0.5)	-76 (0)	-27 (+0.2)	-184 (-0.4)	-260 (-0.6)	+124 (+0.8)	+122 (+0.6)	-35 (-0.1)
増減率(%)	-2.1	-6.8	-6.6	-2.0	-0.6	-3.9	-5.2	3.4	5.1	-22.2

## 2 原因・動機別の状況

単位：人

- 「健康問題」が13,680人で最も多く、以下「経済・生活問題」（4,636人）、「家庭問題」（3,930人）、「勤務問題」（2,323人）の順。
- 「経済・生活問題」は4年連続で減少しており、平成24年との比較では「経済・生活問題」が最も大きく減少（-583人）。



※ 原因・動機については遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できるものを3つまで計上することとしている。

公安委員会	メキシコ来大量覚醒剤密輸入	平成26年3月13日
説明資料No. 5	事件の被疑者検挙について	薬物銃器対策課

神奈川・福岡・鹿児島・宮崎の各県警察等は、本年3月6日までに、メキシコから博多港に密輸入した大量の覚醒剤を所持した事件で、被疑者5名を逮捕した。

## 1 被疑者

(1) メキシコ人1名

(39歳)

(2) 日本人2名

(52歳)、

(49歳)

(3) ペルーカ2名

(50歳)

(44歳)

## 2 罪名

覚せい剤取締法違反（営利目的所持）

## 3 押収物（鑑定中）

覚醒剤 約147.78キログラム

## 4 事業の概要

被疑者は、船舶用コンテナ貨物内の模造石に隠匿し密輸入した覚醒剤を所持したもの。

※ メキシコから横浜港に輸入されたコンテナ貨物内の模造石からも、覚醒剤約25キログラム（鑑定中）を発見・押収しており、上記被疑者との関連について捜査中である。

公安委員会	「構造改革特別区域 計画の認定」について	平成26年3月13日 交 通 企 画 課 交 通 規 制 課
説明資料No. 6		

## 1 趣旨

平成26年1月22日、豊田市長から豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ特区としての構造改革特別区域計画の認定申請があり、内閣総理大臣からその認定をするに当たり国家公安委員会に対して同意を求められ、同年3月4日、長官の専決処理により同意したことについて報告を行うもの。

## 2 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験特区

平成23年1月21日、閣議決定により構造改革特別区域基本方針の一部が変更され、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験特区が創設。

### 【特例措置の内容】

- (1) 特区内の歩道等に限り、搭乗型移動支援ロボットを「原動機付自転車」又は「小型特殊自動車」とする。
- (2) 車体の後面にナンバープレートを表示する義務を免除する。
- (3) 道路使用許可により、特区内の歩道等の一部を実証実験に使用可能とする。

## 3 構造改革特別区域計画の概要

### (1) 構造改革特別区域の名称

豊田市立ち乗り型パーソナルモビリティ実験特区

### (2) 構造改革特別区域の範囲

愛知県豊田市の区域の一部

### (3) 計画の目標

立ち乗り型パーソナルモビリティを他の交通手段、特に公共交通機関と組み合わせることによって、利便性が高く環境にやさしい移動環境を作り出すことを目的とする。

### (4) 事業の実施主体

豊田市及びトヨタ自動車株式会社

## 4 参考

搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験特区の認定申請は、平成23年3月25日に認定されたつくばモビリティロボット実験特区（平成25年3月29日一部計画変更）、平成24年11月30日に認定された羽田空港ロボット実験特区に続き3例目。

## 1 情報技術解析の実施結果

- 技術支援件数<sup>\*1</sup>は21,297件（前年比約8%減）

【分析】警察庁開発ツールの活用等により、都道府県警察において、定型的な作業については対応可能となり、情報技術解析部門では、困難なものに対応

- 電磁的記録の解析総容量は5.4ペタバイト<sup>\*2</sup>で過去最高（前年比約10%増）

- スマートフォンの解析台数は11,623台（前年比約30%増）

【分析】海外製スマートフォンの増加、アプリの多様化により、解析の困難化が顕著

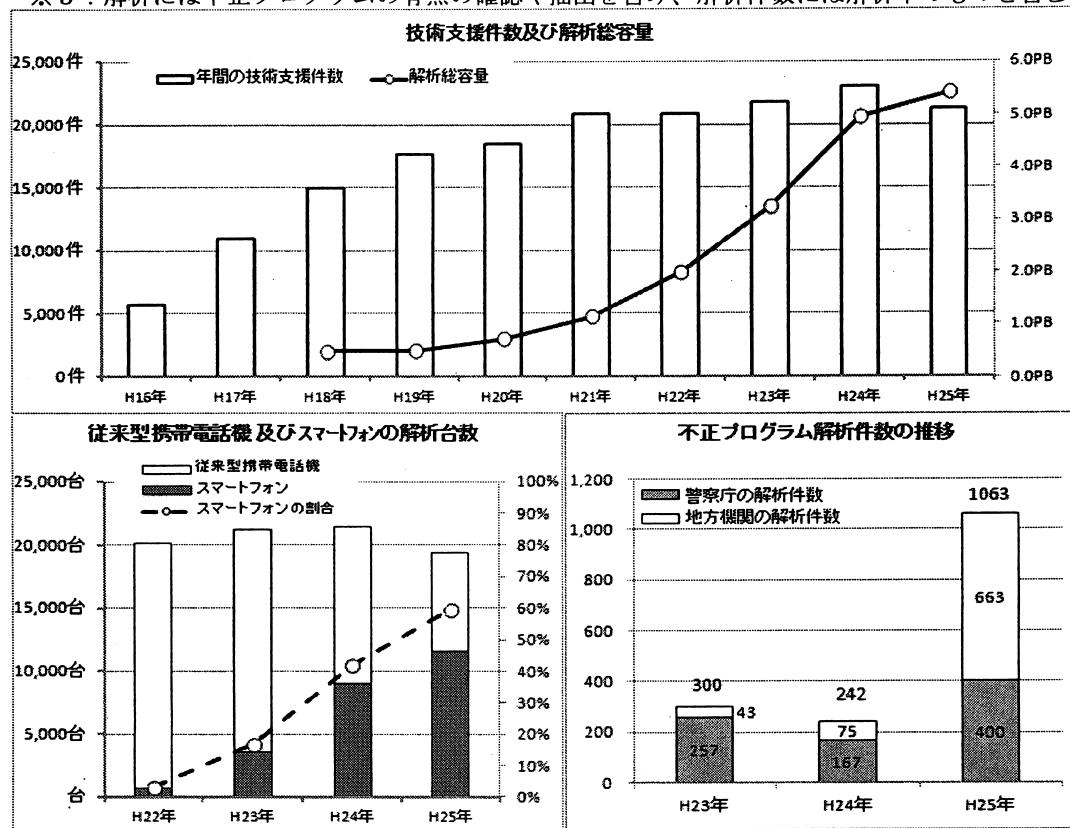
- 不正プログラム解析件数<sup>\*3</sup>は1,063件で過去最高（前年比約340%増）

【分析】地方機関においてネットバンキング事案に係る不正プログラムの解析が増加  
多様な亜種、多重に暗号化された不正プログラムの出現により解析が困難化

※1：都道府県（方面）情報技術解析課が受理した解析要請（鑑定嘱託含む）及び派遣要請の件数

※2：1ペタバイトは、1ギガバイトの100万倍

※3：解析には不正プログラムの有無の確認や抽出を含み、解析件数には解析中のものを含む。



## 2 当面の推進事項

- 高度情報技術解析センター（仮称。平成26年度予算が成立すれば設置予定）を中心とした高度な情報技術解析を推進する体制の確立
- 新たな訓練環境の構築による全国的な解析力の強化
- 海外学術機関等との連携強化による最新解析技術やノウハウの蓄積